

省令

○文部科学省令第十八号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十六条の規定に基づき、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年五月一日
文部科学大臣臨時代理
国務大臣 中川 雅治

学校教育法施行規則の一部を改正する省令
学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

Table with 4 columns: 改正後, 改正前, 改正後, 改正前. Contains articles 143 and 144 of the School Education Law regarding university research facilities.

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○農林水産省令第三十一号

この省令は、平成三十年五月一日から施行する。
家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第三十二条の規定に基づき、家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年五月一日
農林水産大臣 齋藤 健

家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令
家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

(家畜人工授精師の免許の申請)
第二十六条 法第十六条の規定により家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、別記様式第十三号による申請書に次に掲げる書類を添えてその者の住所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍(日本の国籍を有しない者にあつては、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等)の記載がある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書(同法第七条第一号、第二号及び第七号に掲げる事項を記載したものに限る。)
二(五)(略)

改正前

(家畜人工授精師の免許の申請)
第二十六条 法第十六条の規定により家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、別記様式第十三号による申請書に次に掲げる書類を添えてその者の住所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一 戸籍謄本又は戸籍抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第一号、第二号及び第七号に掲げる事項並びに同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。))
二(五)(略)

告示

○法務省告示第二百二十六号

公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第七條ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。
この告示は、告示の日から効力を生ずる。
平成三十年五月一日
法務大臣 上川 陽子

- 前橋地方法務局所属 棚橋 哲夫
長野地方法務局所属 田玉 修一
名古屋法務局所属 星野 敏
岡山地方法務局所属 難波 宏
福岡法務局所属 松尾 嘉倫
高松法務局所属 穴澤 太市

○外務省告示第七十号

平成三十年四月十八日にクアラルンプールで、防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。
平成三十年五月一日
外務大臣臨時代理 国務大臣 菅 義偉

(訳文)

防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定
日本国政府及びマレーシア政府(以下「両締約国政府」という)は、
防衛協力の分野において両締約国政府の間に存在する協力関係に留意し、
両締約国政府が参加する防衛装備品及び技術の分野における協力が国際の平和及び安全に寄与することを希望し、
防衛装備品及び技術の移転を規律すべき条件を定める必要があることを認識して、
次のとおり協定した。
第一条
1 各締約国政府は、自国の関係法令並びにこの協定の規定及び関連する国際的な義務に従い、
2 の規定に従って決定される事業を実施するために必要な防衛装備品及び技術を他方の締約国政府の使用に供する。そのような事業は、国際の平和及び安全に寄与するためのもの、共同研究、共同開発及び共同生産に係るもの又は安全保障及び防衛協力の強化のためのものとする。